

病院局職員の処分について

平成25年11月13日付けで、下記のとおり当局職員に対する処分を行いましたので、お知らせいたします。

1 不祥事の概要

被処分者は、平成25年8月中旬、市立札幌病院1階の階段踊り場付近において、同僚職員に対し、右上腕部を殴打し、あざを作る怪我を負わせた。また、過去においても、平成24年ごろから、業務上のミスに対する指導の範囲を超えて、同じ職員に暴力を振るうことがあった。

2 処分理由

当該職員の行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

3 処分内容

- (1) 被処分者 減給1月
- (2) 管理監督者 文書による厳重注意

4 被処分者及び管理監督者の所属、職位等

- (1) 被処分者 病院局市立札幌病院 一般職 20歳代 男性
- (2) 管理監督者 病院局市立札幌病院 課長職 50歳代 男性

5 処分発令日

平成25年11月13日(水)